

## 基本理念

－ わがまちで・ともに・じぶんらしく －  
**「輝いて暮らす安芸高田」**

障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、  
 安心して暮らすことができる社会づくりを目指します。

### 障害の理解促進と差別の解消

全ての市民が一人の人間として等しく権利が尊重され、選択・社会参加の機会が保障される社会の実現を目指し、相互理解の促進を図ります。

### 地域共生社会の推進

障害者は支えられる側である、という一方的な関係ではなく、互いに支え合う関係づくりや、個性・価値観の違いを認め合うコミュニティの形成を進めます。

### 相談支援体制の充実・高齢化への対応

利用者のニーズに即した相談支援体制を構築、強化します。障害者の高齢化に伴う支援や介護家族の不安解消などにも取り組めます。

### 自己決定の尊重・意思決定支援

障害者本人の自己決定を尊重することが障害者支援の原則とし、障害者の意思が適切に反映された生活が送れるよう支援します。

### 障害児の健やかな育成支援

乳幼児期から学校卒業まで、身近な地域で支援を受け健やかに成長できるような地域支援体制を構築します。

### 保健や医療支援体制の充実

障害の種類や年代などに応じた適切な保健指導や、健康づくりのための支援を行い、保健・医療支援の充実を図ります。

### 一般就労への移行推進

障害者の一般就労に関する理解の促進を図り、就労移行支援事業等を活用し、福祉施設から一般就労への移行を推進します。

### 地域生活への移行・基盤整備

障害者自立支援の観点から、施設・病院等から地域生活への移行を支援し、対応するグループホーム等の充実、受け入れ体制の強化を行います。

### 国の制度等の有効な活用

国の新たな施策や制度等を有効活用し支援環境づくりや事業者が参入しやすい体制づくりに努め、制度見直しが必要な場合は積極的に国・県等に働きかけます。



平成30年度～32年度

# 安芸高田市 障害福祉計画

障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)

## を策定しました

### 障害福祉計画・障害児福祉計画

障害のある人が利用する福祉サービスや支援体制の充実に向け、取り組みの成果目標や各サービスの見込み量、提供体制について定める計画。「障害福祉計画」は障害者総合支援法、「障害児福祉計画」は児童福祉法を根拠法とする計画です。

新たな障害福祉サービスが、生活・就労に対する支援の「層の充実が図られます。」



## 平成32年度までの成果目標

### 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センター設置 ..... **1か所**
- 保育所等訪問支援利用体制 ..... **構築**
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所設置 ..... **1か所**
- 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所設置 ..... **1か所**
- 保健・医療・障害福祉・保育・教育等関係機関の協議の場 ..... **設置** (30年度末まで)

### 福祉施設から一般就労への移行

- 一般就労移行者数 ..... **32年度中に6人**
- 「就労移行支援事業」利用者数 ..... **32年度末時点で5人**
- 就労移行率が3割以上の事業所数 ..... **1事業所**
- 就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率 ..... **80%**

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場 ..... **市単独で設置**

### 地域生活支援拠点等の整備

- 地域生活支援拠点等の整備 ..... **2か所**

### 福祉施設入所者の地域生活への移行

- 福祉施設入所者数 (現状値) **96人→94人**
- 地域生活移行者数 ..... **3年間で9人**

「安芸高田市障害福祉計画」の詳細は、社会福祉課、市ホームページにてご覧いただけます。

